



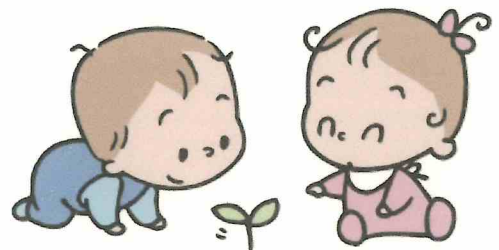
立科町 子育てガイドブック



令和4年度版



「立科町 子育てガイドブック」は、
妊娠、出産、子育て期を対象とした
子育てに関する支援や行政サービス、
各種相談窓口などの情報をまとめたものです。
身近なところにおいていただき、
日々の子育てにご活用ください。



立科町子育て支援早見表（R4.4月現在）

ページ	いつ	NO	どんなこと	担当係	連絡先
			子育て支援早見表	教育委員会 子育て支援係	88-8405
			子育て世代包括支援センター事業		
			相談先一覧		
1 p	妊娠前	1	風しんワクチン予防接種費用助成	町民課 保健福祉係	88-8407
		2	不妊治療費の助成		
	妊娠中	3	妊娠届・母子健康手帳の交付		
2 p		4	妊婦一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票交付		
		5	福祉医療費受給者証申請（妊婦）		
		6	ヘルプカード		
		7	パパママ教室		
3 p		8	信州パーキング・パーミット制度	教育委員会 子育て支援係	88-8405
		9	ながの子育て家庭優待パスポートの交付		
	出生に関する こと	10	出生届	町民課 住民係	88-8404
		11	医療保険（国民健康保険）の加入手続き		
4 p		12	出産育児一時金申請（国保）	教育委員会 子育て支援係	88-8405
		13	出産祝金制度		
	乳幼児の健 診・訪問	14	児童手当申請	町民課 保健福祉係	88-8407
5 p		15	福祉医療費受給者証申請（子）		
		16	養育医療の助成		
		17	新生児聴覚検査費用助成		
6 p		18	乳児一般健康診査		
		19	新生児訪問		
		20	乳児健診（4・5か月児・10・11か月児）		
		21	すくすく相談		
7 p		22	幼児健診（1歳6か月児・3歳児）	教育委員会 子育て支援係	88-8405
		23	産後健診		
		24	産後ショートステイ費用の助成		
		25	こんにちは赤ちゃん事業		
8 p		26	チャイルドシート購入費助成	教育委員会 子育て支援係	88-8405
		27	ブックスタート事業		
	予防接種	28	予防接種の種類	町民課 保健福祉係	88-8407
9 p	教室 相談	29	親子にこにこ教室		
		30	2歳児おやこ教室		
		31	赤ちゃん相談室		
		32	母乳相談		

立科町子育て支援早見表（R4.4月現在）

		33	子育て相談		
		34	虐待相談	教育委員会 子育て支援係	88-8405
11 p	子どものふれあいの場	35	児童館	教育委員会 児童館	56-0248
		36	児童館 なかよし広場		
		37	図書室	教育委員会 図書室	88-8417
		38	子育て支援センター事業	教育委員会 子育て支援係	88-8405
12. 13 p	子どもを預けたいとき	39	保育園について 休日保育・一時預かり	たてしな保育園	55-0022
14 p		40	病中・病後児保育		
15 p		41	幼稚園について	教育委員会 子育て支援係	88-8405
		42	ファミリーサポート		
		43	子育て短期支援事業（ショートステイ）		
16 p	子育てサポート	44	多子世帯保育料補助		
		45	子育て支援住宅	建設環境課 建設係	88-8409
	小学校・中学校	46	町内小中高学校	各学校	
17 p		47	要保護・準要保護児童生徒就学援助費	教育委員会 学校教育係	88-8415
		48	特別支援教育就学奨励金		
		49	特別支援学校就学児童生徒援助費		
		50	放課後こども教室	教育委員会 児童館	56-0248
		51	放課後児童クラブ		
18 p	ひとり親の助成	52	児童扶養手当	町民課 保健福祉係	88-8407
	障がい・福祉サービス	53	特別児童扶養手当		
		54	身体障がい者手帳申請・交付		
19 p		55	療育手帳申請・交付		
		56	障がい児福祉手当		
		57	重度障害者及び重度心身障がい介護医療金		
		58	補装具の申請交付		
20 p		59	日中一時支援		
		60	タイムケア		
		61	児童発達支援		
		62	放課後等デイサービス		
21 p	地域の力	63	救急手当		
		64	町内の医療機関		
		65	近隣の小児科のある医院		
		66	町内の薬局		

令和2年4月より始めました



立科町子育て世代包括支援センター事業

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するための仕組みです

子どもをちょっとあ
ずけたいどこに相談
すればいい？



おっぱいを上手に
飲んでくれない？

言葉が他の子より遅い
かしら...



放課後の小学生どこで
遊べばいい？



相談

助言・支援

子育てにかかわる関係者みんなで
応援します！

母子保健係、障がい福祉係、教育委員会、
保育園、児童館、小学校、中学校、蓼科
高校、子育て相談員、就学相談員、教育

連携

妊娠から大人になるまでこどもを育てるってさまざまな悩み、
不安、疑問などありますよね。

一緒に考えます！一緒に悩みます！

いろいろな専門家がいるのでわかりそうな方につなぐことも
できます。

親が自分の子育てができるように
こどもが自分で育つように 私たちは支えます。

事務局：立科町教育委員会 こども教育課 子育て支援係

TEL：0267-88-8405 メール：kosodate@town.tateshina.nagano.jp

子育て相談先一覧



母子保健・発達相談
離乳食
障がい福祉サービス
児童手当・児童扶養手当
特別児童扶養手当 に関すること

**町民課
保健福祉係 88-8407**

保育園に関すること
子育て全般に関すること

**教育委員会
保育園 56-0022**

人権教育、啓発に関すること

**教育委員会
社会教育人権政策係
88-8416**

小学校・中学校に関すること
就学に関すること
教育に関すること

**教育委員会
学校教育係 88-8415**

子育てに関すること
幼稚園・保育園に関すること
どこにきけばいいかわからない相談

里親に関すること
児童虐待に関すること

教育委員会 子育て支援係 88-8405



妊娠前

町民課 保健福祉係(88-8407)

1 風疹ワクチン予防接種費用の助成	
内容	先天性風しん症候群の予防を目的として、風しん予防接種費用の一部助成を行います。
対象者	立科町に住所のある妊娠を希望する女性で風しん抗体が基準より低い人同居する人で風しん抗体が基準より低い方
助成額	一人に対していずれか1回限り ・風しん麻しん混合ワクチン（MR）接種 5,000 円 ・風しんワクチン接種 3,000 円
申請方法	予防接種を受けた年度の3月末までに申請する
持ち物	・風しんの抗体価が分かるもの ・予防接種領収書 ・接種内容が分かるもの

2 不妊治療費の助成	
対象経費	・不妊治療に係る費用のうち保健適応外の経費 ・長野県不妊治療助成金の対象外の経費
対象者	・夫婦が1年以上前から引き続き町内に住所を所有している ・夫婦双方に町税等町納入金滞納がないこと
助成額	対象経費の7/10以内の額 1年度あたり1組に対して30万円を限度 助成は同一の夫婦に対して5年度
申請方法	・立科町不妊治療費助成金交付申請書に必要書類を添付し、治療の終了した日の属する年度の3月31日までに申請 ・添付書類 （1）医療機関が発行する立科町不妊治療費助成金交付事業に係る不妊治療実施証明書 （2）医療機関が発行する不妊治療に係る領収書 （3）県発行の不妊治療費助成交付決定通知書（県の助成を超えた金額を申請する方） （4）その他町長が必要と認める書類

妊娠中

町民課 保健福祉係(88-8407)

3 妊娠届・母子健康手帳の交付	
対象者	医師・助産師の診断を受け、妊娠のわかった人
内容	妊娠した場合に母子健康手帳を交付します。 母子健康手帳は、お母さんと子どもさんの健康管理の為記録を残しておくもので、妊娠経過や子どもさんの成長を記しておくために必要なものです。
流れ	妊娠届を窓口へ提出ください。 保健師が対応します。

妊娠中

町民課 保健福祉係(88-8405)

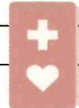
4 妊婦一般健康診査（妊婦健診）受診票・産婦健康診査受診票交付	
対象者	立科町に住所のある人（母子健康手帳の交付と合わせて発行）
内容	妊娠中・産後の母体の健康管理を適切に行う為、 【妊婦一般健康診査（妊婦健診）受診票】 妊婦健診 14 回・超音波健診 4 回を限度とし実施します。 【産婦健康診査受診票（萌黄色）】 産婦健診 2 回（2 週間・1 か月後）を限度とし実施します。
備考	健診に係る費用については無料となります。 医療費については、福祉医療費が使えます。不明な点は医療機関でおたずねください。 再発行はしません。大切に保管ください。

★里帰り出産される皆さんへ

県外で妊婦健診を受ける場合は、受診した医療機関の証明書等を町へ提出することで、健診費用の助成を受けることができます。詳細は保健福祉係へお問い合わせください。

5 福祉医療費受給者証申請（妊婦）	
対象者	立科町に住所のある人（母子健康手帳の交付と合わせて発行）
持ち物	・医療機関から発行される「妊娠届」 ・預金通帳（福祉医療費は口座振込のため） ・保険証 ・母子手帳交付日以降の診療の領収書（保険適用分）
内容	医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について、助成をします。 母子健康手帳発行から出生日の属する月の翌月末が対象期間となります。

6 ヘルプマーク	
対象者	妊娠初期の妊婦
内容	内部障がいや妊娠初期など外見では分からない人を、周囲の方に配慮や援助が必要としていることを知らせるマークです。
備考	窓口で無料配布しています。



7 パパママ教室	
対象者	妊娠中の父・母 母だけの参加もできます（託児あり）
内容	全 3 回（1 回目：妊娠中の生活 2 回目：口腔ケアと家族の食生活 3 回目：出産後の生活）
講師	助産師 歯科衛生士 栄養士 保健師
時間	午前 10 時～11 時半 ※詳しい日程は、妊娠届提出時にご案内しています。
持ち物	母子健康手帳
会場	保健センター（老人福祉センター2F）

妊娠中

町民課 保健福祉係(88-8407)

8 信州パーキング・パーミット制度	
対象者	母子健康手帳を取得した人
内容	公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている駐車区画を適正にご利用いただくため、妊産婦などに、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。 母子健康手帳の取得から出産後2年間有効です。
持ち物	母子健康手帳



教育委員会 子育て支援係(88-8405)

9 ながの子育て家庭優待パスポートの交付	
対象者	18歳未満の子どもさん（18歳に達する年度の3月末まで）が1人以上いる世帯、妊婦さんがいる世帯にパスポートカードが発行されます。3人以上は多子世帯カードが発行されます。 （必ずカード裏面に町名、子どもさんの名前と生年月日をご記入ください。妊婦さんは出産予定日をご記入ください。）
内容	協賛店舗にてパスポートを提示していただきますと各種優待サービスを受けることができます。
備考	有効期限が5年ごとです。有効期限が近付いたら、新しいものを郵送で送ります。



出生に関すること

町民課 住民係(88-8404)

10 出生届	
対象者	父または母
持ち物	出生届書（出生証明書） 母子健康手帳 印鑑
届出期間	生まれた日から14日以内に届出してください
※命名は常用漢字・人名漢字の範囲内で決めてください	

11 医療保険（国民健康保険）の加入手続き	
内容	出生届を出したら、医療保険の加入手続きをしましょう。社会保険加入者は、勤務先の健康保険担当者に届出をしてください。国民健康保険の人は、出生届の時にお渡しします。
持ち物	母子健康手帳・既に交付されてる健康保険証



出産に関すること

町民課 住民係(88-8404)

12 出産育児一時金申請（国保）	
対象者	国民健康保険または社会保険の加入者が出産した時
支給額	1児ごとに42万円が支給されます
持ち物	保険証・母子健康手帳・通帳のコピー等
申請先	国民健康保険：町民課 住民係 社会保険：勤務先若しくは勤務先を管轄している社会保険事務所（証明書をご用意ください）

教育委員会 子育て支援係(88-8405)

13 出産祝金制度	
内容	立科町では、町民の方に子どもさんが生まれた場合にお子様の健やかな成長を願うとともに、新たな町民の誕生を祝し、出産祝金を支給します。
対象者	・保護者ならびに出生児が立科町に住所を有し、引き続き定住の意思があること ・令和4年4月1日以降に生まれたこと ・町民税等滞納がないこと
祝金額	第1子目の子どもさん 50,000円 第2子目の子どもさん 300,000円 第3子目以降の子どもさん 500,000円
申請方法	「立科町出産祝金支給申請書」に必要事項を記入のうえ出生後3か月以内に提出 「立科町出産祝金支給申請書」は教育委員会 子育て支援係窓口または立科町ホームページからもダウンロードできます。

町民課 保健福祉係(88-8407)

14 児童手当申請	
対象者	中学生（15歳到達後最初の3月末まで）以下の児童を養育している人
持ち物	出生届時・転入時に申請が必要 マイナンバーカード等本人確認ができるもの ・申請者の所得証明書（転入時）・保護者（養育者）名義の通帳のコピー等
支給月額	・3歳未満 15,000円・3歳から小学校修了の第1子・第2子 10,000円 ・第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円・所得超過世帯 5,000円
支給日	年3回 2月、6月、10月の前月分までの手当てが10日に指定口座へ振り込まれます。ただし、10日が休日の場合は、直前の平日になります。
※公務員は、勤務先で手続きをしてください。 ※現況届原則不要 必要な受給者には別途通知 ※申請した月の翌月分から支給されます。出生や転入の翌日から15日以内の申請が必要になります。申請が遅れた場合、遅れた月分の手当てを受けられなくなりますので、申請はお早めをお願いします。	

出生に関すること

町民課 保健福祉係(88-8407)

15 福祉医療費受給者証申請（子）	
内容	出生の日から満 18 歳に達した年度の 3 月 31 日までの児童と、障がい者、ひとり親家庭に対し、健康保険を使用して通院、入院をした際に、医療費を助成する制度です
持ち物	子どもさんの名前が記載されている健康保険証（ただし、出生時は保険証ができていないので、子どもさんを扶養する人の保険証）、通帳のコピー等

16 養育医療の助成	
内容	出生時の体重が 2,000 g 以下またはその他の理由により、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その医療費の一部を公費で負担する制度です。
対 象 者	保護者の住所が立科町にあり、県で指定している医療機関で医療を受けている子どもさん（1 歳未満）が対象
申請方法	次の書類を添えて、担当係まで提出ください。 ① 「養育医療給付申請書」（役場窓口を設置） ② 「養育医療意見書」（主治医が記入） ③ 「世帯状況証明書」（世帯全員） ④ 所得税額を証明できる書類（市町村民税が「非課税以外」の世帯員は、次の書類） ア、給与所得・年金所得のみの人…源泉徴収票の写し イ、上記以外…確定申告書の写しなど住民税及び所得税額を証明できる書類

乳幼児の健診・訪問

町民課 保健福祉係(88-8407)

17 新生児聴覚検査費助成	
対象者	町内に住所のある方
内容	出産後入院中に産科施設で新生児聴覚検査を行っています。聴覚の問題は言葉の獲得や、愛着形成に大きく影響します。早期発見し適切な支援につなげるよう検査実施を推進するため、検査費用の助成を行っています。
助成内容	対象児童 1 人に対して 1 回 5,000 円。ただし、検査料が額に満たないときは検査料の額とする
申請方法	・新生児聴覚検査実施後 6 か月以内に申請書に必要事項を記入し提出 ・新生児聴覚検査結果または母子健康手帳等検査結果の分かるもの（写し） ・領収書（写し）

18 乳児一般健康診査	
対象者	生後 1 か月児
内容	生後 1 か月程度の乳児の発育が順調か医療機関（出生した病院等）で受診します
持ち物	出生届提出時に受診券を交付します。再発行はできません。

乳幼児の健診・訪問

町民課 保健福祉係(88-8407)

19 新生児訪問（全出生児）

対象者	新生児（生後1か月未満）
内容	子どもさんの出生後、全家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの体重を測ったりお母さんの健康状態を確認します。また、予防接種やこれからの健診・教室等についてもお話させていただきます。 出生届を出されたときに、新生児訪問依頼書をご記入いただき、後日訪問日を保健師と調整します。
配布物	・予防接種予診票 ・乳幼児健診のおたずね用紙等 ・パンフレット等

20 乳児健康診査

対象者	① 4.5 か月児 ② 10.11 か月児
内容	計測（身長・体重・頭囲・胸囲）問診 内科診察 栄養相談 歯科相談 事後相談
場所	保健センター（老人福祉センター2F）
持ち物	母子健康手帳 お尋ね用紙 バスタオル ※10.11 か月児はハブラシ
備考	新生児訪問時必要書類配布（赤ちゃんファイル内）

21 すくすく相談

対象者	7 か月児と保護者
内容	自宅へ保健師、栄養士が訪問し、保護者と一緒に子どもさんの成長発達を確認し、離乳食などの相談をします。
備考	日程については地区担当保健師が連絡をします

22 幼児健康診査

対象者	① 1歳6か月児	② 3歳児
内容	計測（身長、体重、頭囲、） 問診 内科診察 歯科診察 栄養相談 歯科相談	
	胸囲（1.6のみ）	視能力検査（3歳のみ） 小集団遊び（3歳のみ）
場所	保健センター（老人福祉センター）	
持ち物	母子健康手帳 おたずね用紙等 ハブラシ	
		採尿済みスポイト （3歳のみ）



乳幼児の健診・訪問

町民課 保健福祉係(88-8407)

23 産後健診	
対象者	① 産後2週間 ②産後1か月 ①②の産婦
内容	産後は女性の体が急激に変化するときです。心の動きに本人も、周囲も気づくことができるように、エジンバラ産後うつ質問票を用いて健診を行います。
利用方法	・妊娠届時に受診券を2回配布するので、大切に保管してください。 ・出産予定の病院で産後健診を受診可否、方法等確認してください。

24 産後ケア事業（産後ショートステイ費用の助成）																
内容	出産後の母子が助産所に宿泊し、心身のケアや育児のサポートを受けることができます。 ・母体のケア（乳房の手当や健康相談等） ・乳児ケア（発育の確認や健康相談等） ・育児相談（授乳や沐浴の方法等）															
対象者	次の①と②に該当する方 ①立科町に住所のある生後3か月未満の赤ちゃんとお母さん ②産後の心身の回復に不安がある人、家族等から十分な支援が受けられない、または赤ちゃんの育児に不安のある人 ◆母子ともに、感染症の疑いや、入院・治療の必要がある場合はご利用できません。															
利用期間	原則7日間又は7回（但し、心身の状況等により、最長14日又は14回まで延長可）															
利用施設	助産所とうみ（東御市鞍掛198番地）															
利用手続	保健福祉係 保健師まで連絡ください。															
利用料金	<table><tr><th>種 類</th><th>時 間</th><th>※利用料金（双子の場合）</th><th>支払い方法</th></tr><tr><td>宿泊型</td><td>1泊2日</td><td>2,000円（2,500円）</td><td rowspan="3">直接、施設へ お支払いください</td></tr><tr><td rowspan="2">通所</td><td>半日（4時間以内）</td><td>500円</td></tr><tr><td>1日（8時間以内）</td><td>700円</td></tr></table> ※利用料金には、食事代・ミルク代・赤ちゃんのおむつセット・ベビー服代などは含まれません。詳しくは、直接施設へお問合せください。			種 類	時 間	※利用料金（双子の場合）	支払い方法	宿泊型	1泊2日	2,000円（2,500円）	直接、施設へ お支払いください	通所	半日（4時間以内）	500円	1日（8時間以内）	700円
種 類	時 間	※利用料金（双子の場合）	支払い方法													
宿泊型	1泊2日	2,000円（2,500円）	直接、施設へ お支払いください													
通所	半日（4時間以内）	500円														
	1日（8時間以内）	700円														

25 こんにちは赤ちゃん訪問	
対象者	4か月までの赤ちゃんのいるご家庭
内容	地区の民生児童委員が記念品をもって訪問します



乳幼児健診・訪問

教育委員会 子育て支援係(88-8405)

26 チャイルドシート購入費助成	
目的	立科町では、チャイルドシート着用促進と、少子化対策を目的にチャイルドシート購入費の助成を行っています。
内容	立科町在住で就学前の乳幼児1人につき最大2回まで交付 交付年齢：0歳～就学前 補助金額：1回につき10,000円（購入額）を限度とします。 <u>※年齢体格にあったチャイルドシートの使用を推進します。</u>
持ち物	1. 交付申請書兼請求書（子育て支援係にあります。） 2. 製品取扱説明書 （製品名・対象年齢・安全基準適合品であること※を確認できるもの。） 3. 領収書 4. 振込先が分かるもの

27 ブックスタート事業	
対象者	・ファーストブック： 誰に…立科町に住所のある生後4か月の乳児 いつ…地区の民生児童委員による赤ちゃん訪問時贈呈 ・セカンドブック： 対象の方に通知します
内容	絵本を介し、赤ちゃんのご家族の心豊かな親子関係が育まれることを目的に、1人のお子さんに2回絵本を贈呈します。
流れ	ファーストブック：民生児童委員の赤ちゃん訪問で セカンドブック：贈呈式を検討中 決まり次第通知
備考	R4.4

予防接種

町民課 保健福祉係(88-8405)

28 予防接種の種類	
対象者	0歳～20歳未満のお子さん（予防接種の種類によって異なります）
内容	予防接種法で定められた定期接種を無料で受けることができます
医療機関	町内医療機関・県内の契約医療機関
接種の流れ	・予診票は訪問でお渡ししています。 ・事前に医療機関へ予約する（ワクチン準備のため1週間以上余裕をもってお申し込みください） ・当日のお願い 子どもさんの体調を確認してください。 予約した予防接種の種類と予診票を確認してください。 母子健康手帳で回数等を確認してください。

※詳しくは年度当初に配布する「予防接種ガイド」でご確認ください。

※保護者以外が予防接種に連れていく場合は委任状が必要です。

※対象の期間を過ぎてしまうと、全額自己負担による接種となります。

※その他、接種期間の相談、県外で接種する場合など担当係へご相談ください。

教室・相談

町民課 保健福祉係(88-8407)

29 親子にこにこ教室	
対象者	就園前の子どもさんと保護者
内容	親子で一緒にからだを動かしたり遊んだりしながら親子でふれあいを高め、親同士の情報交換ができる教室です。 少人数で、子どもさんの様子に合わせた遊びを専門スタッフが一緒に考え、提案します。
開催日	年間 12 回（月 1 回）
申込方法	担当係まで連絡ください。
場所	保健センター

30 2歳児おやこ教室	
対象者	2歳児と保護者
内容	全 2 回（1 回目：運動遊び 2 回目：制作）
申込方法	対象者へ通知します。欠席の場合は保健福祉係へ連絡ください。
場所	保健センター

31 赤ちゃん相談室	
内容	赤ちゃんの計測・心配事など、保健師・栄養士・ママたちとお話できる場です。開催時間内に自由にお越しください。また、お帰りも自由です。
時間	年 12 回 月 1 回開催 午前 9 時 30 分～12 時
場所	保健センター
持ち物	母子健康手帳 各自必要なもの

32 母乳相談	
内容	赤ちゃん相談室開催日と合わせて母乳相談を開催しています。助産師による個別の相談になります。予約が必要です。
時間	年 4 回 午前 9 時 30 分～12 時 1 組 30 分
場所	保健センター
持ち物	母子健康手帳 各自必要なもの

33 子育て相談	
内容	子どもさんの言葉や発達に関する相談、子どもさんとの関わり方に関する相談などに応じます。1 人 1 時間で年数回行っています。
申込方法	相談を希望する人は担当係まで連絡ください。
スタッフ	言語聴覚士、保健師



教室・相談

教育委員会 子育て支援係(88-8405)

34 虐待相談	
内容	体罰等が発生する背景として、子どもの年齢や特性など、保護者の心配事や負担孤独感など、保護者の体験や周囲の言動などさまざまあります。子育てに関する困りごとの相談に応じ、必要な支援につなぎます。
相談先	担当係へご連絡ください。秘密は守られます。

子どもの触れ合いの場

教育委員会 児童館(56-0248)

35 児童館	
内容	児童が健全に遊び、その健康の増進と情操豊かな児童の育成を図ることを目的として次のような事業を行っています。 ・なかよし広場：未就園児対象 ・放課後子ども教室：小学生対象 ・放課後児童クラブ：小学生（放課後留守家庭児童）対象
対象者	町内在住の0歳～18歳未満の児童（就学前の子どもさんは保護者の付き添いが必要）
時間	月曜日～金曜日…乳幼児→午前9時30分～午後2時30分 （※小学校休校日や下校時刻により変更有） 小学生→放課後～午後5時（放課後児童クラブは午後7時） 土曜日…午前9時30分～午後5時
休館日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

36 児童館：なかよし広場	
対象者	町内在住の0歳～就園前の子どもさんと保護者
内容	親子で参加しながらいろいろな体験をし、保護者同士・子ども同士の交流の場となるように、次のような広場を開催しています。 ・ちびっこ広場：体操、手あそび、紙芝居や絵本の読み聞かせ、季節行事や製作、誕生会等。 ・ひよこ広場：子育てに関する情報共有や話し合いの場。 ・親子運動遊び：運動指導士による運動遊び。 ・おたのしみ広場：何があるかはおたのしみ ・育児座談会：助産師さんと一緒に皆で育児についての話し合いの場。 ・ベビーマッサージ：助産師さんによるベビーマッサージ ・ママのヨガタイム：ヨガを取り入れた強化運動を教えていただく、ママ対象の広場。（予約制） ・音遊び広場：四季の歌を歌ったり、わらべうたに親しむ ・うた広場：アコースティックギターと歌を聴いて音楽を楽しむ ・リトミック広場：リトミックの先生と一緒にリズムに合わせて身体を動かす
時間	開始 午前10時30分
持ち物	タオル、飲み物等

子どものふれあいの場

教育委員会 図書館(88-8417)

37 図書室	
場 所	中央公民館 1階 (玄関から右に入った階段下が入口です)
開館時間	平 日 午前 10 時～午後 6 時 土曜日 午前 10 時～午後 5 時 日曜・祝祭日 午後 1 時～午後 5 時
休館日	・毎月最終月曜日(当日が祝日の場合はその翌日) ・年末年始 ・特別に決めた日(蔵書点検、管内清掃)
貸出し	1人 5冊 2週間 赤ちゃんも借りることができます。 「図書館利用申込書」に記入し、カードを発行してもらったら手続き完了です。申込時には住所のわかるものをお持ちください。

教育委員会 子育て支援係(88-8405)

38 子育て支援センター事業	
対象者	未就学児とその保護者
内容	児童館の休館日を利用し、安心して親子で過ごせる場所を提供します。また、来所いただいたみなさんが情報交換などの交流を深めていただき、日常の子育てにお役立てください。
開館日	児童館休館日の日曜日開館
開館時間	午前 10 時～午後 5 時 来館時受付簿へ記名し、自由にお過ごしください。



子どもを預けたいとき

教育委員会 たてしな保育園(56-0022)

39-1 たてしな保育園入所 たてしな保育園	
入 所 対 象 者	11 か月児～就学前児童で保育の必要な事由に該当する児童 保育を必要とする事由 ・保護者の就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働などで、月 64 時間以上働いていること） ・妊娠中か・出産後間がないこと ・保護者の疾病・障害 ・同居または長期入院している親族の介護・看護 ・災害復旧 ・求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）など ・虐待や DV のおそれがあること
保育認定	ご家族の就労時間等によって、保育標準時間と保育短時間の 2 種類に認定されます。
利用方法	毎年 11 月に教育委員会子育て支援係またはたてしな保育園に入園の申込みが必要です。 1 月 入園決定通知書郵送 1 月下旬～2 月上旬 体験入園 入園説明会 4 月 入園式
保 護 者 負 担料	【保育料】 3 歳以上児・・・無料（幼児教育・保育の無償化により） 3 歳未満児・・・有料（所得に応じて基準額より算出、減免措置有） 【副食費】 3 歳以上児・・・月額 3,600 円（減免措置有） 3 歳未満児・・・保育料に含む 【延長保育料】 保育時間により延長保育料が発生します 1 時間・・・150 円
その他	途中入園をご希望の場合は、たてしな保育園または子育て支援係へご相談ください。

39-2 早朝・延長保育	
対象者	たてしな保育園に入所している児童で、仕事の都合や家庭の事情により平常時間を超えて保育の利用が必要な場合
平 常 保 育 時間	午前 8 時～午後 4 時
早朝・延長 保育時間	早朝 午前 7 時 30 分～午前 8 時 延長 午後 4 時～午後 7 時 ※認定時間によって延長保育料加算時間が異なります。 延長保育料金 1 時間 150 円

子どもを預けたいとき

教育委員会 たてしな保育園(56-0022)

39-3 土曜・休日保育	
対象児童	(1) たてしな保育園に在園していること (2) 病気がなく、集団保育が可能であること (3) 保護者の就労の都合により、家庭で保育をおこなうことが困難であること ※日曜日でも就労により家庭で保育できない子どもさんを保育園で預かります
保育時間	土曜日・日曜日 午前8時～午後4時 ※土曜日・日曜日とも延長保育は午後4時～午後6時です
申込方法	・「休日保育利用申し込み書」により、保育園に申し込んでください。 ・申し込み期限は、前月の20日までです

39-4 一時保育														
対象者	概ね離乳が完了した1歳以上の児童													
一時保育とは	未就園の児童で、次の事由に該当するときは保育園で一時預かりを行います。 ・保護者の労働 ・疾病 ・事故 ・出産 ・職業訓練 ・介護 ・就学・冠婚葬祭 ・子育てから離れてリフレッシュしたい時 ・災害など													
利用方法	事前に希望日を電話で相談し、「一時保育申請書」を保育園へ提出してください。 子どもさんの健康状態によってお預かりできない場合があります。													
保育時間	平日 午前8時30分～午後4時（延長可）													
保育日数	1か月12日まで利用可													
利用料	<table><tr><td>区分</td><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr><tr><td>1時間（8時間まで）</td><td>350円</td><td>200円</td></tr><tr><td>8時間以上30分毎</td><td>175円</td><td>100円</td></tr><tr><td>おやつ・昼食1食につき</td><td colspan="2">100円</td></tr></table> ※年齢は、その年度の4月1日の年齢とします。 ※一時保育料は、原則月末にまとめて保育園に納入する。		区分	3歳未満児	3歳以上児	1時間（8時間まで）	350円	200円	8時間以上30分毎	175円	100円	おやつ・昼食1食につき	100円	
区分	3歳未満児	3歳以上児												
1時間（8時間まで）	350円	200円												
8時間以上30分毎	175円	100円												
おやつ・昼食1食につき	100円													
持ち物	年齢によってお持ちいただくものが異なります。たてしな保育園へご相談ください。													
その他	「一時保育申請書」ホームページよりダウンロードできます													

子どもを預けたいとき

教育委員会 たてしな保育園(56-0022)

40 病児病後児保育																						
対象者	町内在住 1歳～就学前児童																					
内容	佐久市で実施している病児・病後児保育が、利用できます。 病児・病後児保育は病気の治療中または回復期にあり、集団保育が 適当ではなく、保育者の就労等により家庭で保育できない場合に、 専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的にお預かりする サービスです。																					
実施施設	病児保育： 浅間総合病院 病後児保育：佐久市 岸野保育園																					
利用できる 症状	〔熱〕 登園時 38℃未満 〔嘔吐・下痢等胃腸症状〕 回復期にあり給食で対応できる範囲 〔眼科〕 伝染病でないもの 〔外傷・耳鼻科〕 診療情報提供書があれば対応可 〔感染症〕 学校保健法に基づくもので回復期にあるもの																					
保育時間	月曜日～金曜日（土・日・祝日および年末年始 12/29～1/3）を除く） 午前8時～午後6時																					
利用方法	① 利用を希望する場合、事前にたてしな保育園で登録申請が必要です。 保育園に申請用紙があります（毎年年度当初に登録申請する） ② かかりつけ医による「診療情報提供書」作成 ③ 利用当日申込書・診療情報提供書を実施施設へ提出 ④ 1回の利用期間は7日間以内																					
利用料	<table><tr><td>区分</td><td>時間</td><td>3歳以上児</td><td>3歳未満児</td></tr><tr><td rowspan="3">保育料</td><td>午前8時～正午</td><td>450円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>正午～午後4時</td><td>450円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>午後4時～6時</td><td colspan="2">1時間につき 150円</td></tr><tr><td>給食費</td><td colspan="3">日額 400円（乳児用ミルク等を持参の場合は、費用は発生しません）</td></tr></table>				区分	時間	3歳以上児	3歳未満児	保育料	午前8時～正午	450円	1,000円	正午～午後4時	450円	1,000円	午後4時～6時	1時間につき 150円		給食費	日額 400円（乳児用ミルク等を持参の場合は、費用は発生しません）		
区分	時間	3歳以上児	3歳未満児																			
保育料	午前8時～正午	450円	1,000円																			
	正午～午後4時	450円	1,000円																			
	午後4時～6時	1時間につき 150円																				
給食費	日額 400円（乳児用ミルク等を持参の場合は、費用は発生しません）																					



子どもを預けたいとき

教育委員会 子育て支援係(88-8405)

41 幼稚園について

幼稚園入園は直接希望する幼稚園へご相談ください。補助金制度があります。担当係へご相談ください。

42 ファミリーサポート

対象者	生後6か月～小学生以下の児童
内容	会員相互の援助活動です。 依頼会員の自宅または提供会員の自宅で子どもさんを提供会員が預かります。 実施時間に応じて、利用料を提供会員へ直接支払います
利用方法	① 会員登録を子育て支援係で行います（依頼会員になる） ② 希望の日が決まったらできるだけ速やかに子育て支援係へご相談ください ③ 事務局が提供会員との調整を行い、決まり次第連絡します ④ 提供会員と連絡を取り、詳細を決めてください ⑤ 実施当日、料金は提供会員へ直接支払いください 【提供会員の場合】 ・子育て支援係で会員登録を行います ・子どもさんを安心して預かれるよう講習会を受講ください。 ・その他相談に随時応じます
利用料	月曜日から土曜日 1時間 600円 日曜日、祝日、年末年始 1時間 700円
申込方法	入会申込書を手育て支援係へ提出してください。

43 子育て短期支援事業（ショートステイ）

対象者	立科町に住所がある、18歳未満の子どもで、保護者が次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①保護者の病気やけが ②妊娠中または出産後間もないとき ③同居の親族の介護 ④冠婚葬祭、出張等で保護者が不在になるとき ⑤育児疲れ、育児不安があるとき		
内容	保護者の一時的な理由で、家庭での養育が困難になったとき、児童福祉施設で子どもさんをお預かりする支援事業です。		
利用期間	原則7日間以内		
利用方法	利用を希望する保護者は、利用希望日の7日前迄に、認め印をお持ちいただき、子育て支援係へお越しください。また、事前の施設見学も可能ですのでご相談ください。		
利用料	世帯区分	負担額（1泊）：円	
		2歳未満	2歳以上
	1. 生活保護世帯 2. 住民税非課税の母子家庭及び父子家庭	0	0
	3. 住民税非課税世帯（1.2に該当する世帯を除く） 4. 住民税課税の母子家庭及び父子家庭の世帯及び、養育者家庭の世帯	1,100	1,100
	5. 上記1～4以外の世帯	5,350	2,750
利用施設	うえだみなみ乳児院（上田市） 軽井沢学園（軽井沢町）		

子育てサポート

教育委員会 子育て支援係(88-8405)

44 多子世帯保育料減免	
対象者	保育園、幼稚園に入所している世帯第2子、第3子以降の子ども
内容	① 上の子の年齢にかかわらず、世帯第2子の保育料は半額 世帯第3子以降の保育料は免除 ② 幼稚園、認可外保育所、保育園に私的契約で入所している場合は月額25,700円を限度として補助金を交付
手続き	① は保護者が必要な手続きはありません ② は「立科町多子世帯保育料軽減事業補助金交付申請書」を子育て支援係へ提出

建設環境課 建設係(88-8409)

45 子育て支援住宅	
対象者	次のすべてを満たす人 ・現に同居、または同居しようとする親族に20歳以下の子どもがいる世帯である ・税金および各種納入金を滞納していない ・子育て生活環境に困窮している ・子育て支援住宅に住所を有することができる ・月額105,000円以上の収入がある ・応募者およびその同居者が暴力団員およびアレフ（オウム真理教）信者でない 上記以外でも入居条件があります。
内容	子育て支援住宅とは、急速な少子高齢化の進行や家庭と地域を取り巻く環境の変化を考慮し、子育て支援を推進するとともに子どもが健やかに生まれ、育つことができることを目的に、立科町が建設したものです。
団地概要	サンコーポ芦田宿 立科町山部 103-1 8戸 3LDK サンコーポ芦田宿南 立科町芦田 2513-1 16戸 3LDK
申込方法	※空きが出たら町ホームページ、有線でお知らせします
備考	詳細はお問い合わせください。

小学校・中学校

教育委員会 学校教育係(88-8415)

立科町立立科小学校(56-3131)

立科町立立科中学校(56-1076)

46 町内小中学校	
入学・卒業については、町教育委員会またはそれぞれの学校から連絡、通知が来ます。 児童、生徒が転入、転出をするときは、通学先の学校、住所地の教育委員会への届出が必要です。	

小学校・中学校

教育委員会 学校教育係(88-8415)

47 要保護および準保護児童生徒就学援助費	
内容	義務教育の範囲にあるもので、経済的理由によって就学困難と認める児童または生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な経費の援助をします。
申請方法	詳細については在学する学校へご相談ください。 学校を通じて、町教育委員会へ書類を提出するようになります。

48 特別支援教育就学奨励費	
内容	立科町の小・中学校の特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学に要する経費に対し、予算の範囲内で必要な援助を行います。
申請方法	詳細については在学する学校へご相談ください。 学校を通じて、町教育委員会へ書類を提出するようになります。

49 特別支援学校就学児童生徒援助費	
内容	特別支援学校に就学する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で必要な援助を行います。
申請方法	詳細については在学する学校へご相談ください。 学校を通じて、町教育委員会へ書類を提出するようになります。

教育委員会 児童館(56-0248)

50 放課後子ども教室【児童館】	
対象者	小学校1年生～6年生
内容	地域の皆さんを講師に迎え、スポーツや文化活動、製作等を行います。 ・学習スポーツ教室 ・わくわく教室 ・囲碁教室 ・将棋教室 ・レクリエーション教室・アートチャレンジ教室 ・美術創作教室 ・ものづくり教室 ・ビーズ教室 ・茶道教室・エコ教室 ・手話教室 ・水辺教室など
申込方法	児童館へ

51 放課後児童クラブ【児童館】	
対象者	小学校1年生～6年生の放課後留守家庭児童（登録制）
内容	子どもたちの安全・安心な居場所の確保
開催日	月曜日～金曜日（児童館休館日は開催しません）
利用時間	・下校時～午後7時 ・学校休校日は午前8時～午後7時
手続き	「立科町児童クラブ加入申込書」に保護者の就労証明書を添えて、児童館に提出

ひとり親の助成

町民課 保健福祉係(88-8407)

52 児童扶養手当			
対象者	国籍問わず、18歳到達日以降の年度末までの児童（心身に中程度以上の障がい有するときは20歳まで）		
内 容	父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。 窓口は町を経由し、佐久保健福祉事務所へ認定請求となります。		
	区 分	月 額	児 童 加 算 額
			第 2 子
			第3子以降1人につき
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給	43,150円～10,180円 （所得額に応じ）	10,180円～5,100円加算 （所得額に応じ）	6,100円～ 3,060円加算 （所得額に応じ）
持ち物	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証）年金手帳、通帳やキャッシュカードの写し		
※ 毎年8月1日～8月31日までの間に「現況届」を提出して、支給要件の審査を受けます。提出がない場合には、8月以降の手当てが受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。			

障がい福祉サービス

町民課 保健福祉係(88-8407)

53 特別児童扶養手当	
対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある満20歳未満の児童
内容	重度もしくは中程度の障がいのある児童を在宅で養育・監護している人に支給される手当です。（所得制限があります）
持ち物	必要書類は保健福祉係までお問い合わせください。

54 身体障害者手帳申請・交付	
対象者	次の身体上の障がいがある人（いずれも一定以上で永続することが要件となります。） ・視覚障がい ・聴覚障がい ・平衡機能障がい ・肝臓機能障がい ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい）・心臓機能障がい ・腎臓機能障がい ・呼吸器機能障がい ・ぼうこうまたは直腸機能の障がい ・小脳機能障がい・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
内容	・身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、福祉施策を利用するために必要な手帳です。手帳は障がいの程度によって、1級～6級までの等級区別があります。
持ち物	② 身体障害者手帳交付申請書 ③ 身体障害者診断書・意見書（病院で作成してもらってください） ③写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽） ④個人番号がわかる書類 ※①、②の書類は保健福祉係にあります。

障がい福祉サービス

町民課 保健福祉係(88-8405)

55 療育手帳申請・交付	
対象者	児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
内容	療育手帳は、知的障がいがある人が一貫した療育・援助を受け、さまざまな福祉施策を利用するために必要な手帳です。 手帳は障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2 までの区分があります。
持ち物	①療育手帳交付申請書 ②写真（縦 4 cm×横 3 cm、正面脱帽） ※①の書類は保健福祉係にあります。

56 障害児福祉手当	
対象者	日常生活において、常時介護を必要とする重度障害児 (20 歳未満の方で一定程度の障害を有する人) ※所得が一定額を超える場合や障がいを事由とする年金を受給している場合は対象となりません。
内容	障害児福祉手当は 2 月、5 月、8 月 11 月の年 4 回、請求時に指定した口座に支払われます。
持ち物	①障害児福祉手当認定請求書 ②障害児福祉手当所得状況届 ③医師の意見書④承諾書 ⑤住民票の抄本又は謄本 ⑥年金の収入金額について明らかになる書類 ① ～④の書類は保健福祉係にあります。

57 重度障害者および重度心身障害者介護慰労金	
対象者	障害児福祉手当に該当する程度の障がいを有する重度障がい者（3 歳以上）と同居し、常時複雑な介護を 6 か月以上している人
内容	上記に該当する介護者に対し、毎年 12 月に慰労金を支給します。
備考	該当者に、毎年 11 月下旬に通知と申請書をお送りしています。

58 補装具の申請交付	
対象者	身体障害者手帳を持っている人、および難病患者等
内容	身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理・借受けにかかる費用の補助を受けることができます。 補装具ごとに障害等級などの支給要件があります。種目によっては更生相談所等で判定を受ける必要があります。
持ち物	①補装具費支給申請書 ②補装具費支給意見書（病院で作成） ③処方箋（病院で作成） ④見積書 ⑤カタログの写し ※種目によってはその他必要な書類があります。修理の場合は①と④が必要書類になります。

障がい福祉サービス

町民課 保健福祉係(88-8407)

59 日中一時支援

対象者	身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がい児（者）
内容	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
持ち物	①日中一時支援事業利用申請書 ②印鑑 ※①の書類は保健福祉係にあります。

60 タイムケア

対象者	在宅の重症心身障害児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、重度心身障がい者、精神障がい者とその家族
内容	心身障がい児（者）、が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録した事業所に介護を依頼できる制度です。
持ち物	①タイムケア事業利用登録証交付申請書 ②タイムケア事業利用者状況表 ※①と②の書類は保健福祉係にあります。

61 児童発達支援

内容	未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作や知識技能を習得するとともに、集団生活に適應できるように指導、訓練を行います。
対象者	未就学の障がい児
備考	利用には事前に相談等が必要になりますので、保健福祉係までお問合せ下さい。

62 放課後等デイサービス

対象者	就学している障がい児の方
内容	放課後や夏休み等の学校休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練を行うとともに社会との交流ができるよう指導、訓練を行います。
備考	利用には事前に相談等が必要になりますので、保健福祉係までお問合せください。



地域の力

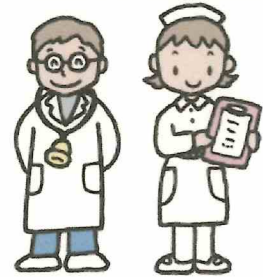
63 救急手当

「教えてドクター！子どもの病気とおうちケア」佐久医師会作成
ホームページ、アプリ、冊子、書籍があります。
日々の参考にご利用ください。



64 町内の医療機関

内科：柳澤医院	TEL 56-1045	有線 2271
岩下医院	TEL 56-3908	
歯科：ながい歯科医院	TEL 56-1165	有線 5724
山浦歯科医院	TEL 56-1140	有線 2584
もみの木歯科クリニック	TEL 56-0648	



65 近隣の医療機関

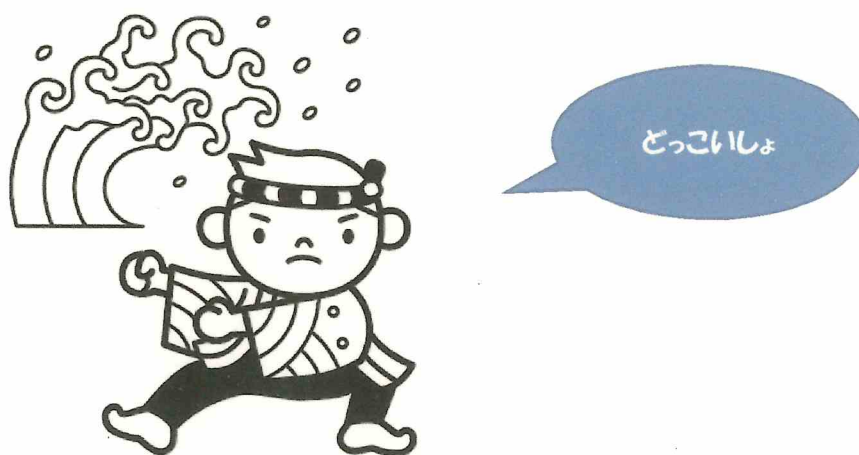
小児科：佐久市	川西赤十字病院	TEL 0267-53-3011
	浅間総合病院	TEL 0267-67-2295
	佐久総合病院	TEL 0267-82-3131
小諸市	浅間南麓こもろ医療センター	TEL 0267-22-1070
東御市	東御市民病院	TEL 0268-62-0050
長和町	依田窪病院	TEL 0268-68-2036
上田市	丸子中央病院	TEL 0268-42-1111

66 町内の薬局

マツモトキヨシ立科店	TEL 51-3033
たてしな薬局	TEL 51-3636 有線 6226
あおば薬局（ツルヤショッピングセンター内）	TEL 51-3680
井原薬局	TEL 56-2707



子どもが育ち、親が育ち、地域が育つために、



ご利用にあたり、お気づきの点がございましたら下記までお知らせください。

令和4年4月1日発行 (R4.6.22 修正)

立科町教育委員会 こども教育課 子育て支援係

電話：88-8405

e-mail：kosodate@town.tateshina.nagano.jp

◆立科町子育てガイドブックについてアンケートへご協力ください。

下記 QR コードよりご回答をお願いします。



QR コード